

川崎市次世代育成支援対策行動計画

かわさき子ども「夢と未来」プラン

(後期計画)

平成22年3月



川崎市

概要版



## はじめに

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化は、子どもやその家庭をとりまく環境にも大きな変化をもたらし、子どもの育ちにも深刻な影響を及ぼしています。

国では、「少子化対策基本法」に基づく新たな少子化社会対策大綱「子ども・子育てビジョン」が平成22年1月に閣議決定され、子どもと子育てを応援する社会づくりに向けた取組の方向性が示されました。

川崎市では、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』（前期計画：平成17年度～平成21年度）を平成17年に策定し、未来を担う子どもが地域の中で健やかに成長できる環境づくりを推進してまいりましたが、このたび、前期計画の進捗状況を踏まえ、平成22年度から平成26年度を計画期間とする『かわさき子ども「夢と未来」プラン』（後期計画）を策定いたしました。

この後期計画においては、前期計画の基本理念である「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」を継承しつつ、社会状況の変化に的確に対応しながら総合的な子ども支援を推進し、大切な命を尊び育む「人間都市かわさき」の実現に向けた取組を進めてまいります。

本計画の策定にあたり、市民の皆様や関係機関の方々から貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成22年3月

川崎市 市長 **阿部孝夫**

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

◎急速な少子高齢化の進行は、将来的に社会経済への深刻な影響を及ぼすものとして懸念されています。

### ● 国の動き

平成 15 年 7 月

#### 「次世代育成支援対策推進法」制定

・ 地方公共団体に対し、10 年間（平成 17 ～ 26 年度）の次世代育成支援対策行動計画の策定を義務づけ



### ● 川崎市の動き

平成 17 年 3 月

国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』（前期計画：平成 17 ～ 21 年度）策定

◎前期計画期間が平成 21 年度をもって終了することから、平成 22 ～ 26 年度の 5 年間にわたる後期計画を策定し、総合的な子育て支援を推進します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画であり、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つために、**子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、川崎市が今後進める次世代育成支援策の方向性や目標を総合的に定めたものです。**

また、「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」等との整合性を図り策定しています。

福祉 教育 保健・医療  
住宅 労働 まちづくり

次世代育成支援対策  
市町村行動計画(法第 8 条)

かわさき子ども「夢と未来」プラン  
(後期計画：平成 22 ～ 26 年度)

●対象：すべての子どもとその家庭  
※一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

川崎市新総合計画  
～川崎再生フロンティアプラン～

### ■ 他の個別計画

- ・ かわさき健やか親子 21
- ・ かわさき教育プラン
- ・ 川崎市青少年プラン(改訂版)
- ・ 第 2 次川崎市子どもの権利に関する行動計画
- ・ 新・かわさきノーマライゼーションプラン
- ・ 第 2 期川崎市地域福祉計画
- ・ 川崎市母子家庭等自立促進計画
- ・ 川崎市保育基本計画、等

## 3 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、川崎市児童福祉審議会及び次世代育成支援対策地域協議会合同会議を開催して、地域の子ども・子育て関係者の意見を聴くとともに、庁内の関係部署で構成する次世代育成支援対策推進会議等での調整を経て策定しています。

# 計画の基本方向

## 1 計画策定の基本的視点

かわさき子ども「夢と未来」プラン（後期計画）は、以下の9つの視点を踏まえて策定しています。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

② 次代の親を育む視点

③ サービスの利用者の視点

④ 地域社会全体で子育てを支援する視点

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点

⑦ 地域の社会的資源を生かす視点

⑧ サービスの質の視点

⑨ 地域特性の視点

## 2 計画の基本理念

次世代育成支援を推進するにあたり、目指すべき基本理念を次のように定めます。



### 小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

子どもたちの幸せな笑顔は、人々の心を明るくし、やさしさや希望を与えてくれます。また、生まれてきた命が家庭や地域社会で愛され、川崎のまちでいきいきと心豊かに育っていくことは、私たちだれもの願いです。

この計画は、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりとともに、将来親になる世代が、希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進していくことを目的としています。

川崎市では、前期計画において「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」を基本理念として掲げ、次世代育成支援を推進してきました。後期計画においても、基本理念を受け継ぎ発展させながら、次世代育成支援を推進することとします。

### 3 計画の基本目標と施策の展開

基本理念を実現するために、次の6つを基本目標に据え、施策の方向に沿った総合的な施策を展開します。

#### 目標 I

##### ● 子どもの権利を尊重する社会づくり

「子どもの権利条例」について学ぶ機会の充実や子どもが主体的に参加できるまちづくりの推進、子どもの権利を守るための取組を進めます。

##### ■ 施策の方向

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進

#### 目標 II

##### ● 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

男女が互いによきパートナーとして共に家事・育児を担うことへの環境づくりに向けた取組を進めるとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備や子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。

##### ■ 施策の方向

- 1 少子化や子育てに対する意識啓発
- 2 「ワーク・ライフ・バランス」の推進
- 3 多様な保育サービスの充実
- 4 要支援家庭対策の充実
- 5 経済的負担の軽減

#### 目標 III

##### ● 子育て家庭を支援する地域づくり

市民と協働して子どもと子育てを地域で支える仕組みづくりを進めるとともに、多様な方法による情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

##### ■ 施策の方向

- 1 地域における子育て家庭への支援
- 2 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり
- 3 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進

#### 目標 IV

##### ● 親と子の心とからだの健康づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した体系のもとに支援体制の充実を図ります。

##### ■ 施策の方向

- 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 2 親と子の健康づくり
- 3 思春期の保健対策の充実

#### 目標 V

##### ● 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

子どもの個性を大切にしながら、互いを思いやり尊重する豊かな人間性を養い、確かな学力を身につけることができるよう、地域の教育力の向上に努め、学校教育の充実を図ります。また、子どもがいきいきと遊べる環境づくりや多様な体験の場と機会を提供します。

##### ■ 施策の方向

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援
- 3 遊びや体験の場の整備

#### 目標 VI

##### ● 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

##### ■ 施策の方向

- 1 子育てに配慮した住宅の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 子どもの安全の確保
- 4 犯罪を防止する活動の推進



目標  
I

子どもの権利を尊重する社会づくり

【施策の方向1】

子どもの権利の尊重

【課題】

- 子どもの権利条例や子どもの権利について、子どもだけでなく大人も理解が深められるよう、普及・啓発に取り組む必要があります。
- 子どもに対する権利侵害の最たるものである児童虐待を未然に防止するため、相談体制の充実や相談窓口の啓発・広報を進めることが求められています。

【推進施策】

- (1) 子どもの権利についての普及・啓発
- (2) 子どもの意見表明・参加の促進
- (3) 子どもの権利侵害に対する相談支援体制の充実
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 多文化共生の推進

【重点施策】

- 子どもの権利についての啓発・広報
- 虐待相談・通告への初期対応の充実

【施策の方向2】

子どもの意見を尊重したまちづくりの推進

【課題】

- 市子ども会議、行政区子ども会議、中学校区子ども会議との効果的な連携と、子どもの意見表明・参加の機会を充実することが必要です。
- 子どもは社会の一員であるとの観点から、より多くの子どもが地域づくりに参加できるように取組を進める必要があります。

【推進施策】

- (1) 子ども会議の推進
- (2) 子どもの主体的な活動の推進

【重点施策】

- 川崎市子ども会議の充実
- 行政区・中学校区子ども会議の充実

目標  
II

家庭の育てる力を支える仕組みづくり

【施策の方向1】

少子化や子育てに対する意識啓発

【課題】

- 男女が支えあいながら子育てや家事を行うためには、社会全体がこれまでの性別役割分担意識を見直すことが必要です。
- 核家族化・都市化により、地域の中で乳幼児と接する機会の少ない若い世代に対し、男女がともに子育てを担うことの重要性を学ぶための機会を提供することが必要です。

【推進施策】

- (1) 男女がともに担う子育ての意識啓発
- (2) 若い世代からの子育ての意識づくり

【重点施策】

- 育児体験学習の機会の充実

### 【施策の方向 2】

#### 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

##### 【課題】

- 働く男女がともに豊かでゆとりのある生活を実現するために、働き方の見直しや事業所における両立支援策の導入・定着、育児・介護休業制度を利用しやすくするための職場環境づくりが必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 育児・介護休業制度等の普及
- (2) 「ワーク・ライフ・バランス」の推進
- (3) 仕事と子育てが両立できる職場環境づくり

##### 【重点施策】

- 育児・介護休業制度等の普及・啓発
- 「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発
- 子育てがしやすい職場環境づくり

### 【施策の方向 3】

#### 多様な保育サービスの充実

##### 【課題】

- さらなる保育需要に対応するため、認可保育所の定員枠拡大を始めとする保育環境の整備を進める必要があります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育環境の整備に合わせながら、延長保育や一時保育などのサービスの充実を図る必要があります。
- 保育サービスの質を向上し、利用者が適切なサービスを選択できるよう、第三者評価の受審を進める必要があります。

##### 【推進施策】

- (1) 保育環境の整備
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 保育サービスの質の向上

##### 【重点施策】

- 保育受入枠の拡大
- 延長保育事業の拡充
- 一時保育事業の拡充

### 【施策の方向 4】

#### 要支援家庭対策の充実

##### 【課題】

- 社会的養護を必要とする子どもの増加により、受入先の不足と一時保護の長期化という事態に対応するため、受入体制づくりを進めるとともに、要保護児童施策における切れ目のない支援の充実が求められています。
- 母子家庭等は増加傾向にあり、経済的基盤の確立に向けた支援や相談体制の充実が必要です。
- 障害のある子どもに対し、育ちの段階や障害の特性に合わせ、保健、医療、福祉、教育の分野が相互に連携して支援することが必要です。また、子どもだけでなく家族も含めた支援も必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 社会的養護が必要な子どもへの支援
- (2) 児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 障害のある子どもと家庭への支援

##### 【重点施策】

- 家庭的養護の推進
- 児童養護施設等の整備の推進
- (仮称) 中央療育センターの整備
- 地域療育センターの整備・充実
- 発達相談支援機能の充実
- 発達相談支援コーディネーター養成研修の実施

### 【施策の方向 5】

#### 経済的負担の軽減

##### 【課題】

- 経済的な理由で子どもを持つことをあきらめないよう、国の施策とも連携しながら、子育て家庭における経済的負担を軽減することが必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 幼稚園等の保育料負担の軽減
- (2) 教育費の援助
- (3) 医療費等の支援
- (4) 子育て家庭への手当の支給

##### 【重点施策】

- 医療費の助成

# 目標 Ⅲ

## 子育て家庭を支援する地域づくり

### 【施策の方向 1】

#### 地域における子育て家庭への支援

##### 【課題】

- 地域との関わりが希薄化している中で、さまざまな子育ての悩みや不安を抱えた家庭に対し、区役所、子育て関係機関、子育て関係団体が連携し、その機能・資源を有効に活用して子育て支援事業を展開する必要があります。
- 地域のさまざまな人々が子育て支援に関わることによって、互いに助け合うことのできる地域づくりが求められています。

##### 【推進施策】

- (1) 区における子ども・子育て支援の推進
- (2) 親子が地域で気軽に集える場の充実
- (3) 育児サポートの充実
- (4) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援
- (5) 地域の子育て支援機能の充実

##### 【重点施策】

- 区における子ども・子育て支援の推進
- 地域子育て支援センターの充実
- こども文化センターの充実
- ふれあい子育てサポート事業の充実

### 【施策の方向 2】

#### 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり

##### 【課題】

- さまざまな問題や悩みに直面しながら子育てをしている保護者からの相談に適切な対応ができるよう、相談体制の充実やわかりやすい広報が必要です。
- 子育てに関する情報を、必要とする家庭が容易に入手できるように、多様な媒体を通じた情報提供を充実するとともに、子育て中の親子にとって身近な情報をタイムリーに提供していくことも重要です。
- 子育てを地域全体で支えるために、区役所を中心として、行政・関係機関・子育てサークルや子育て支援を行っているグループが連携し、ネットワークを形成することが必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) ネットワークづくりの推進
- (4) 子育てサークル活動等への支援

##### 【重点施策】

- 区役所における相談支援体制の充実
- 児童相談所の再編整備
- 多様な方法による情報提供
- 子育てのネットワークの構築

### 【施策の方向 3】

#### 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進

##### 【課題】

- 地域の大人が子どもに関わる機会が少なくなり、地域の子育て力が低下しています。地域の中で子育て支援者として活動する人材の確保・育成が求められています。
- 青少年の健全育成を進めるためには、青少年育成団体等の指導員への支援を充実し、家庭や学校などと連携を図りながら、効果的な青少年の健全育成に取り組むことが必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 子育て家庭を見守る地域活動の促進
- (2) 青少年育成団体への支援

##### 【重点施策】

- 子育てボランティアの養成と活動支援



# 目標 IV

## 親と子の心とからだの健康づくり

### 【施策の方向 1】

#### 安心して妊娠・出産できる環境づくり

##### 【課題】

- 妊娠と出産をとりまく状況が大きく変化している中、妊婦の不安を軽減するための相談支援体制の充実が求められています。
- 父親が出産や子育てについて学習する機会を充実するとともに、就労中の妊婦が参加しやすいよう、両親学級の開催方法を引き続き見直していくことが必要です。
- 不妊治療のための経済的支援や不妊に伴う悩みへの精神的支援の充実が必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 妊産婦の健康診査・健康相談等の充実
- (2) 両親学級の充実
- (3) 不妊治療への支援
- (4) 周産期医療体制の充実

##### 【重点施策】

- 母子保健指導事業の充実
- 妊産婦健康診査の充実
- 総合周産期母子医療センターの運営支援

### 【施策の方向 2】

#### 親と子の健康づくり

##### 【課題】

- 育児不安やストレスを抱えている親、孤立しがちな親子が増加していることから、相談支援の充実や関係機関の連携を強化し、支援体制づくりを進めていくことが必要です。
- 食習慣や生活リズムの乱れによる小児期の肥満や生活習慣病の低年齢化が増加していることから、乳幼児期からの食育を推進することが必要です。
- 外国籍の親や多胎児を抱える親等、ニーズの多様化に対応したきめ細やかな母子保健サービスが求められています。
- 今後とも小児救急医療体制の維持を図るとともに、充実した体制づくりを進めることが必要です。また、小児科医や看護師を確保するための働きやすい職場環境づくりに向けた支援も求められています。

##### 【推進施策】

- (1) 健康診査・育児相談・地区活動等の充実
- (2) 訪問指導の充実
- (3) 母子保健教室の充実
- (4) 「食育」の推進
- (5) 歯科保健の充実
- (6) 外国人市民に対する母子保健サービスの充実
- (7) アレルギー対策の充実
- (8) 予防接種事業の推進
- (9) 子どもの医療体制の充実

##### 【重点施策】

- 乳幼児健康診査等の充実
- 母子訪問指導事業による全戸訪問の実施
- 児童虐待の早期発見・早期対応
- 母子保健教室の充実
- 食育の推進

### 【施策の方向 3】

#### 思春期の保健対策の充実

##### 【課題】

- 思春期の保健については、子どもの発育・発達に応じた性教育・健康教育を推進していくことが必要です。
- 思春期特有の心の問題の深刻化や若者の薬物乱用なども社会問題になっていることから、保健福祉センターや精神保健福祉センター等の関係機関による連携を強化することが必要になっています。

##### 【推進施策】

- (1) 思春期保健相談等の充実
- (2) 思春期保健健康教育の推進
- (3) 性感染症対策の充実

##### 【重点施策】

- 思春期保健健康教育の推進

## 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

### 【施策の方向 1】

#### 家庭や地域の教育力の向上

##### 【課題】

- 核家族化や住民同士のつながりの希薄化等により、家庭や地域における教育力の低下が指摘されており、地域における家庭教育力向上に向けた事業の充実が求められています。
- 地域の教育力を高めるため、行政区・中学校区地域教育会議や子ども会議の活動を活性化し、地域の教育についての課題解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

##### 【推進施策】

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 地域の教育力の向上

##### 【重点施策】

- 家庭・地域教育学級の充実
- 地域教育会議の活性化
- 子ども会議の充実

### 【施策の方向 2】

#### 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援

##### 【課題】

- 子ども一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、基礎的な知識や技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力などの能力や、「生きる力」を身につけるため、幼児期から学齢期を通じて子どもの成長や発達状況に応じた教育を進めることが必要です。
- 幼児教育の充実に向け、私立幼稚園への支援や、認定こども園における幼保一体化の取組についての研究を進めていく必要があります。
- いじめ・不登校等の問題に対応するため、他者との人間関係を築き、信頼関係を保つ能力を身につけることが必要です。
- 子どもに関わるさまざまな課題に対応していくためには、地域や保護者の意見を学校運営等に的確に反映できる仕組みづくりの推進が必要です。
- 若者が自立できない状況が問題となっていることから、地域において若者の自立を支援するための取組が求められています。

##### 【推進施策】

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) いじめ・不登校への対応
- (4) 健やかな身体の育成
- (5) 確かな学力の育成
- (6) 地域の教育力を生かした特色ある学校づくり
- (7) 特別支援教育の推進
- (8) 教育環境の整備
- (9) 若者の自立支援

##### 【重点施策】（主なもの）

- 私立幼稚園への支援
- 「かわさき共生・共有プログラム」の実施
- いじめ・不登校等を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組
- 各区教育担当の学校運営支援
- コミュニティ・スクールの推進
- 義務教育施設等の計画的整備
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく環境の整備

### 【施策の方向 3】

#### 遊びや体験の場の整備

##### 【課題】

- 子どもの成長にとって大切な遊びや自然体験の機会が減少しており、遊びを通じた子ども同士の交流も減少していることから、子どもが生き生きと安心して遊べる場の整備や、仲間づくりやさまざまな体験ができる機会の提供を進める必要があります。

##### 【推進施策】

- (1) 子どもの遊びと健全育成の推進
- (2) 自然体験学習等の推進
- (3) 文化・芸術活動の推進
- (4) スポーツ活動の推進

##### 【重点施策】

- こども文化センターの整備
- わくわくプラザの充実
- 子どもの音楽活動の促進
- 総合型地域スポーツクラブの育成

# 目標 VI

## 子どもと子育てにやさしいまちづくり

### 【施策の方向 1】

#### 子育てに配慮した住宅の整備

##### 【課題】

- 若年の子育て世帯やひとり親世帯などでは十分な広さの持ち家を取得することが収入の面から難しいことから、子育て世帯に配慮した住宅の整備、普及を進める必要があります。
- 子育て世帯が健康に生活するための居住環境の確保に向けた取組を推進することが求められています。

##### 【推進施策】

- (1) 子育てに配慮した民間住宅の普及推進
- (2) 特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進
- (3) 市営住宅の入居システムの工夫
- (4) 健康で安全な居住環境の推進

##### 【重点施策】

- 子育てに配慮したマンション等の普及方策の検討
- 市営住宅の入居システムの工夫

### 【施策の方向 2】

#### 安心して外出できる環境の整備

##### 【課題】

- 子育て世帯が安心して外出できるように、公共施設等におけるベビーベットや授乳コーナーの整備を進め、そうした施設についての情報提供をすることが必要です。また、交通機関や建物へのエレベータの設置や、安全・安心な歩行空間の整備の推進も必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 授乳コーナーやベビーベッドの設置促進
- (3) バリアフリー化の推進
- (4) 安全で快適な道路環境の整備

##### 【重点施策】

- 福祉のまちづくりの推進
- バリアフリーのまちづくりの推進
- 総合的な交通安全対策の推進

### 【施策の方向 3】

#### 子どもの安全の確保

##### 【課題】

- 子どもが当事者となる事故の発生を防止するために、交通安全教育を推進するとともに、食の安全に関する知識の普及・啓発や、乳幼児の家庭内での事故防止に向けた取組が必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 食の安全の確保
- (3) 家庭における乳幼児の事故の未然防止

### 【施策の方向 4】

#### 犯罪を防止する活動の推進

##### 【課題】

- 子どもを犯罪の被害から守り、安全・安心なまちづくりを進めるうえで、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが必要です。
- 携帯電話やパソコン等が子どもの生活に急速に浸透していることにより、有害情報やインターネット等による犯罪やいじめの被害から子どもを守るための取組が必要です。

##### 【推進施策】

- (1) 青少年の非行防止活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 子どもが安心してインターネット等を利用できる環境の整備

##### 【重点施策】

- インターネット問題の未然防止

## 計画の推進に向けて

### 家庭、地域、 企業、行政 の役割

次世代育成支援対策は、地域社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画を着実に推進するために、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協働し、取り組んでいくことが重要です。

### 計画の 進行管理

この計画を実効性のあるものとするために、毎年度の計画の進捗状況を川崎市児童福祉審議会に報告し、意見・評価を受けながら進行管理を行っていきます。また、計画の進捗状況や評価を川崎市ホームページ等で公表します。

### 【目標事業量の設定について】

●この計画では、以下の事業について、平成26年度までの目標事業量を設定しています。

#### ●基本目標 2

#### 「家庭の育てる力を支える仕組みづくり」

	(平成 21 年度実績)	(平成 26 年度目標事業量)
●認可保育所定員	13,605 人	18,605 人
●延長保育事業	144 か所	230 か所
●一時保育事業	24 か所	39 か所
●休日保育事業	6 か所	7 か所
●夜間保育事業	1 か所	1 か所
●家庭保育福祉員（保育ママ）	51 人	95 人
●乳幼児健康支援一時預かり	3 か所	4 か所

※基本目標 2 の目標事業量については、「保育緊急 5 か年計画（改訂版）」の方向性を継承して目標事業量を設定しています。今後、新たな保育基本計画等を策定する際に改めて検証を行うこととします。

#### ●基本目標 3

#### 「子育て家庭を支援する地域づくり」

	(平成 21 年度実績)	(平成 26 年度目標事業量)
●地域子育て支援センター	37 か所	51 か所
●ふれあい子育てサポート事業	3 か所	5 か所
●ショートステイ・トワイライトステイ事業	1 か所・2 人	5 か所・10 人

(平成 21 年度実績はショートステイのみ)

#### ●基本目標 5

#### 「子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり」

	(平成 21 年度実績)	(平成 26 年度目標事業量)
●放課後児童健全育成事業	114 か所・11,415 人	113 か所・13,700 人

### 川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)(概要版) (平成 22 年 3 月発行)

発行・編集 川崎市 市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課  
 ☎210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
 電話 044(200)2493 FAX 044(200)3190  
 E-mail 25kodoki@city.kawasaki.jp



**KAWASAKI CITY**